



第 6 章

プランの推進、
進捗管理

第6章 プランの推進、進捗管理

1 プランの推進体制

プランの目標達成に向け、環境基本計画と同様に区民・事業者と区が協働し、一体となって取り組みを推進します。

区では、本プランを含む環境基本計画の目標達成に向けた具体的な行動を企画、立案、実行する場として平成22（2010）年7月に江東エコライフ協議会を設置しています。同協議会は、地球温暖化対策の推進に関する法律第40条に規定されている、地域における日常生活に関する温室効果ガスの排出抑制等に関し、必要となるべき措置について協議を行う地球温暖化対策地域協議会の役割も兼ねています。

さらに、広域的な課題等に対しては国や東京都、周辺自治体とも連携し、本プランを推進します。

2 プランの進捗管理

環境基本計画及び環境の保全に関する基本的な事項を調査・審議することを目的として江東区環境審議会が設置されており、本プランを含む環境基本計画における施策の進捗状況については、定期的に点検・評価し、環境審議会への報告・意見聴取によるPDCA（Plan-Do-Check-Act）サイクルを基本とした進行管理を実施します。

また、指標や取り組みは、江東区環境白書として毎年度とりまとめ、公表します。

図表 PDCA サイクルに基づくプランの進行管理

